(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

仙北市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

仙北市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県玖珠郡九重町・玖珠町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県佐伯市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千十五号

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四十四条の規定に基づき、港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示及び技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年九月六日

国土交通大臣　前原　誠司

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示及び技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

（港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、船舶との荷役の用に供する軌道走行式荷役機械の性能規定にあっては、風による逸走を防止するための適切な機能を有すること。

（技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　運用時において、当該施設の移動を伴うものについては、当該施設の風による逸走防止に必要な措置及び当該措置の実施について責任を有する者の明確化

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十二年九月六日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に設置されている船舶との荷役の用に供する軌道走行式荷役機械（建設中のものを含む。）が改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示第八十一条第二項の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は適用しない。

○国土交通省告示第千十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第五回）及び事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年九月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年九月七日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　大阪府箕面市小野原東六丁目二番一号　独立行政法人都市再生機構彩都開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○中部地方整備局告示第百二十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年九月六日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号

中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	山川　博信

(2)　変更年月日

平成二十二年八月二十七日